



大府市役所 福祉総合相談室のご案内

(1) ひきこもりの支援をします

従来対象者は原則として 39 歳未満としてきましたが、ひきこもりの方に関する支援を 40 歳以上にも拡充して実施します。

- ①福祉総合相談室職員による常設相談
- ②精神保健福祉士、臨床心理士による専門相談
- ③アウトリーチによる訪問支援
- ④家族のつどいの開催
- ⑤ひきこもり支援研修会

(2) 総合的な相談に対応します

- ①相談者の年齢、属性を問わず、個別の制度にあてはまらない案件には福祉総合相談室職員で相談に応じます。
- ②複数の課題を抱え、1つの部署では対応が難しい相談に対応し、関係の部署へつなぎ、支援機関への協力依頼、調整する役割をします。
- ③関係機関のネットワーク、地域の社会資源を活用しながら包括的な相談に応じ、支援機関の役割分担をします。社会とのつながりづくり、多世代交流の場の確保を一体的に行います。

(3) 市民向け専門相談の窓口です

内容	実施日	相談員
法律相談(予約制)	毎週金曜日	弁護士
よろず相談	毎月第 1 から第 4 木曜日	人権擁護委員、行政相談員またはよろず相談員
登記相談	毎月第 1 水曜日	司法書士
不動産相談	毎月第 3 水曜日	宅地建物取引主任

- ・受付は、午後1時～午後4時まで
- ・よろず相談、登記相談及び不動産相談は、先着6名まで
- ・相談時間：午後1時 30 分～午後4時 30 分

(4) 人権擁護委員及び行政相談委員の事務局です

委員候補の推薦、定例会開催、啓発活動開催等各委員に関する事務を行います。
よろず相談内で人権相談、行政相談も行っています。

(5)おくやみ窓口利用の受付、おくやみ手続便覧の発行、配布をします

親族等の死亡に関連して発生する市役所での手続きを一つの窓口で済ますことができます。

遺族の移動負担と待ち時間を軽減するために、おくやみ窓口を設置します。手続き窓口を探す負担を減らし、手続き漏れを防ぐように関連する手続きを冊子にまとめた『おくやみ手続便覧』を発行、配布します。

(6)終活等の支援をします

人生 100 年時代到来を見据え、人生を有意義なものとし、未来への希望を託せるようにこれからの人生をどう生きるかを考える手助けとして「さくらノート」を作成し配布します。

(7)ヤングケアラー支援をします

本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている18歳未満のヤングケアラー及びその世帯に対し重層的な支援を実施するヤングケアラー支援連携会議を設置し、福祉、介護、医療、教育等に関する様々な分野が連携し支援します。

大府市役所 福祉部 福祉総合相談室 1階 8番窓口

電話 0562-45-6219

FAX 0562-47-3150

E-mail sodan@city.obu.lg.jp

各課等の長 殿

高齢障がい支援課長

障害福祉サービス事業所に対する説明事項について（依頼）

障がい者を対象としたサービスを提供している市内の事業所に対して、下記のとおり障害福祉制度を始めとした各種制度や取組を説明する会議を開催します。つきましては、下記のとおり照会いたしますので、ご回答にご協力をお願いいたします。

記

1. 照会内容

下記の日程で、各事業所への説明を行う会議を開催します。各課等でこの機会に各事業所に対して説明等を行う希望がある場合は、説明事項の内容、概算所要時間等をご回答ください。

- 説明等を希望する場合は、各課担当者から説明をお願いいたします。
- 資料等の配布のみを希望する場合も、その旨をご回答ください。

2. 開催日時 令和 3 年 8 月 1 1 日（水） 午前 1 0 時から正午（予定）
（各課等の説明は午前 1 1 時から行う予定です。）

3. 開催場所 市役所 2 階 2 0 1 ・ 2 0 2 ・ 2 0 3 会議室

4. 参加予定者 障がい者を対象としたサービスを提供している市内事業所の関係者
（全 4 0 事業所）

5. 回答期限 令和 3 年 7 月 2 1 日（水）
（回答期間が短く申し訳ありませんが、ご協力をお願いいたします。）

6. 回答方法

別添「【〇〇課】指定障害福祉サービス事業所等集団指導における説明事項」に記入し、キャビネットの回答フォルダに掲載してください。

なお、希望が無い場合は回答不要です。

※回答時にはフォルダ名の【〇〇課】を修正してください。

7. その他

- (1) 今回の照会で取りまとめた結果、説明等を行っていただく課等へは、後日その旨をお知らせさせていただきます。
- (2) ご回答いただいた内容に関して、別途ヒアリングをさせていただく場合がありますので、ご協力をお願いいたします。
- (3) 照会の結果希望課多数の場合は時間の都合上、資料の配布のみとなる場合もあります。
- (4) 配布資料は7月末までに、ご提出を依頼させていただく予定です。

【連絡先：福祉部高齢障がい支援課障がい福祉係 担当：神田 内線 366】